

# 成年後見制度の理念

「ノーマライゼーションの実現をめざして  
…法人後見の取り組み」

一般社団法人権利擁護あおい森ねっと

(青森県弘前市)

代表理事 三上 富士子

# (一社) 権利擁護あおい森ねっととは

- 2011年6月 理事：社会福祉士3名、監事：行政書士1名で設立
- 青森県弘前市に事務所をおく
- 業務内容
  - ① 弘前圏域権利擁護支援センター受託（中核機関）
  - ② 法人後見（実績 法人設立から191件受任、  
現在130件受任中）
  - ③ 居宅介護支援事業所 あおいもり
  - ④ 相談支援事業所 陽だまり
- 法人の理念 個人の尊厳を大事に、利用者本位のサービスを提供する

# 法人後見の取り組み

- 経緯 地域に法人後見を担う機関がないことから、社会資源の創出のため、設立初年度3件を目標に取り組み開始。

## 受任件数

- 2011年度 3件（うち、高齢者 3件）
- 2012年度 10件（うち、高齢者 5件 知的障害者5件）
- 2014年度 23件（うち、高齢者12件 精神障害者7件 知的障害者4件）
- 2019年度 20件（うち、高齢者12件 精神障害者3件 知的障害者5件）
- 2020年度 22件（うち、高齢者11件 精神障害者3件 知的障害者8件）

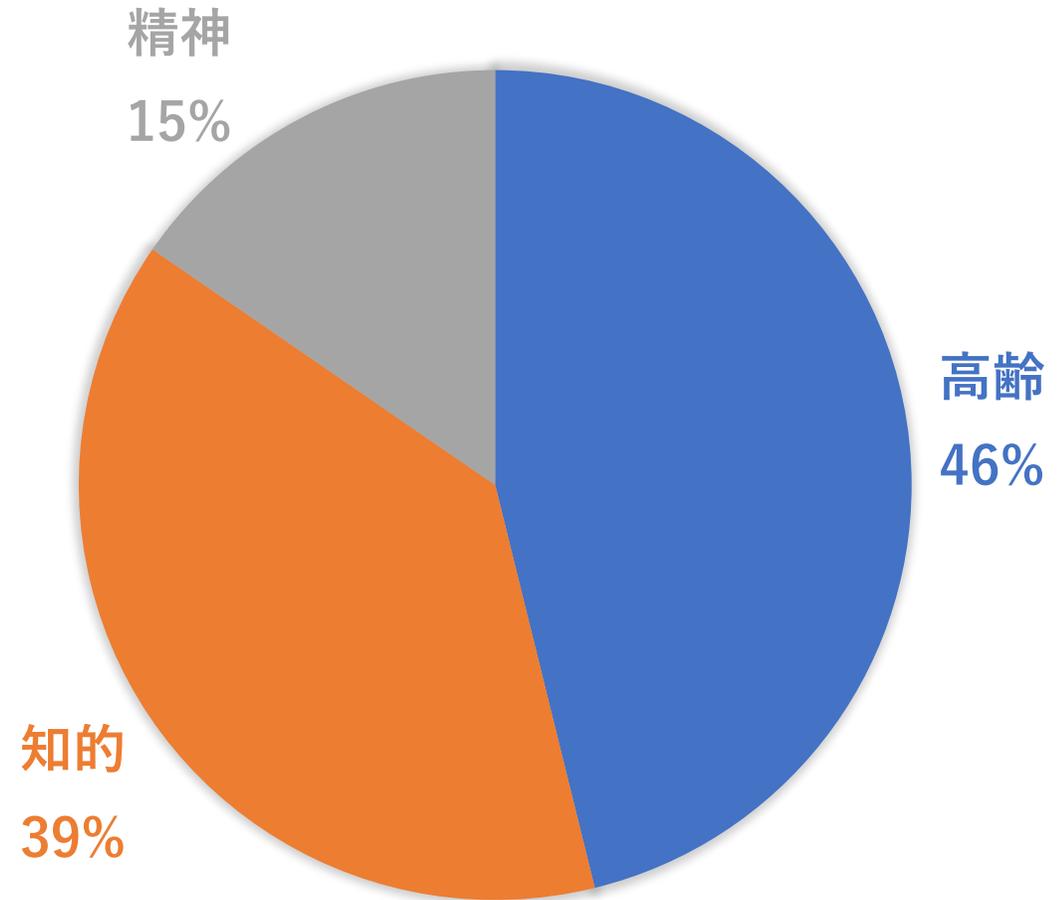
# 法人後見の活動状況

- 当初は高齢者の受任が多かったが、高齢者に比べて、知的障害者(後見人としての活動期間が長い)、精神障害者(大変そうなイメージがある)の受任者が不足していることから、近年は知的障害者、精神障害者を中心に受任している。
- 知的障害者、精神障害者の親の高齢化、死亡に伴い、後見人をつけたいとの相談が増えてきているが、親が死亡してから相談があるケースが圧倒的に多い。
- 在宅生活者の後見人のニーズが高いことは理解しているが、マンパワーが不足しているため、法人運営体制の強化が必要である。

## 高齢者・知的・精神の割合

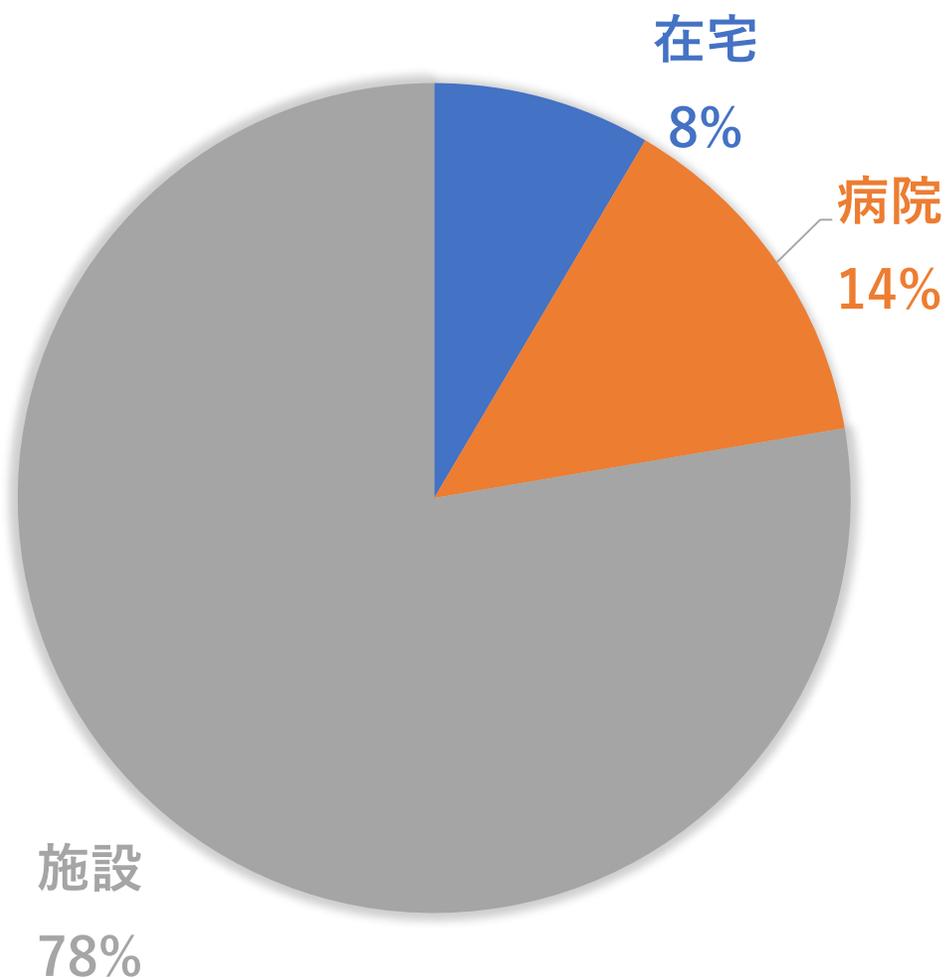
当初は高齢者の受任が多かったが、高齢者に比べ、知的障害者、精神障害者を受任する後見人が少ないことから割合が増えてきている。

(70歳以上はすべて高齢者に分類)



## 在宅・病院・施設の割合

受任当初は施設入所者の受任が多かったが、地域の中で、在宅や病院(精神科)で生活している人を受任する後見人が少ないことから、当法人が選任されることが増えてきている。



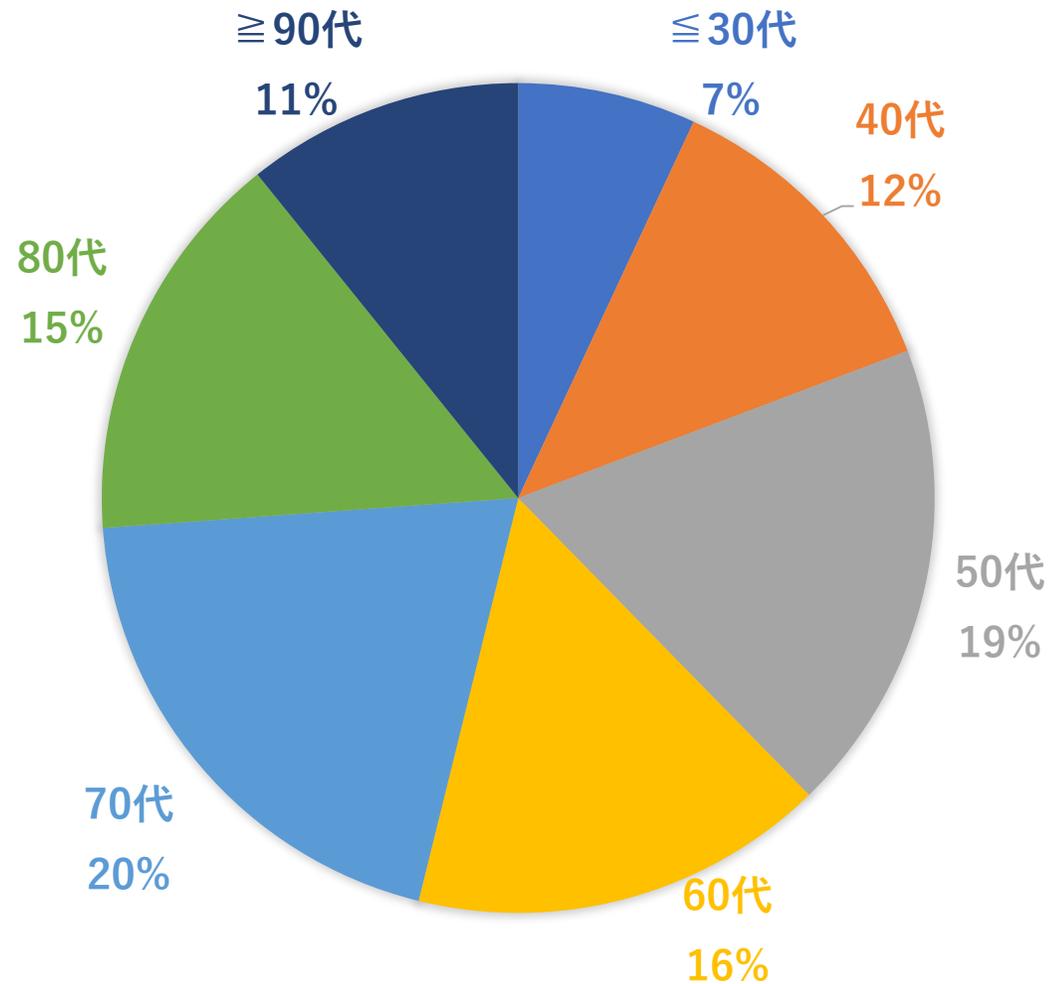
## 年齢別の割合

受任当初は高齢者の受任が多かったが、次第に60代以下の利用者が増え、現在では全世代まんべんなく受任している。

☆活動人員(法人後見を担当している者)

- 職員他 10名
- ・社会福祉士 5名
  - ・行政書士資格 1名
  - ・介護支援専門員 1名
  - ・その他 3名

会員 13名  
(看護師・社会福祉士・市民後見人養成研修受講者、育成会会員等)



# 障がい者支援と法人後見

- 始まりは、障がい者支援施設からの相談
  - ①親の高齢化、もしくは亡くなり、契約者がいない。
  - ②個別支援計画の同意・署名をする人がいない。
  - ③金銭管理をしているが、本人のためだと思っても高額な支払いを躊躇するため、旅行や個別な支援ができない。
  - ④入所が一生の時代ではなく、入院時の対応や介護保険施設へ移行するケースが出てきて、施設では対応が難しくなってきた。
  - ⑤施設職員が利用者本人のことを決めてしまっよいかの戸惑い。

# 後見受任までの支援

- 相談…施設や家族の相談を受ける。
- 申立て支援…施設と一緒に申立ての検討、家族への説明・同意、申立書作成の支援等
- 裁判所への同行…本人・家族・施設職員等と家裁へ同行、事情説明等
- 受任…候補者（個人、法人）、複数後見（家族、専門職等）の検討、打ち合わせ。候補者を記載して申立てを実施。
- 身上監護、財産管理…法人後見の担当者、後見活動の方針検討。

# 事例 1 : 相続のケース

- ・ 父親が急逝、相続が発生。本人は在宅で母親と生活している。
- ・ 知的障がいがある。県外に兄弟あり。
- ・ 相続財産…自宅・土地・家、山林、田畑、保険金の受取、普通自動車など多岐にわたる。
- ・ 申立、候補者を検討
- ・ 後見人 親が身上監護担当、法人は財産管理担当し、相続終了。
- ・ 後見人辞任を申し出るが、兄弟に負担をかけたくない、いずれ親自身はできなくなるのでということで、複数後見で継続中。

# その他、相続のケース

①相続放棄…片方の親が多額の債務を残して死亡。後見人選任後、

3か月以内に、相続放棄の手続をした。

②遺産分割…片方の親が死亡。もう片方の親と兄弟が、被後見人を除いて遺産分割協議をしていた。調停→訴訟になる。相手方の代理人は「障がいのある本人は、遺産分割に異議を申ししていない」、「後見人が報酬目当てで訴訟をしている」、「家族を分断し、よくない後見人だ」などと言われた。

## 事例 2 : 親(保佐人)から引き継いだ在宅のケース

- 本人は在宅の知的障がい者であり、両親と生活。親が保佐人。両親が相次いで入院、施設入所し、保佐人交代。
- 本人は自宅で、一人で生活、市内の会社で就労。
- 福祉事業所に通う異性と半同棲生活を始め、生活が乱れる。
- 相談支援事業所から情報提供があり、介入。
- 保佐人に不満があると、家裁、市役所、弁護士事務所へ相談に行き、  
その都度各箇所から連絡が来て、対応している。
- 仕事、交友関係など、状況は安定しないが、兄弟や相談支援事業所、  
職場等と連携しながら、本人支援を継続している。

## 事例 3：触法障がい者（在宅）のケース

- 暴力行為がある。同棲中。2人とも作業所を利用、障害者年金と給料で生活。法人が2人の保佐人をしている。担当者を分けて対応。
- DVがひどく、分離、女性側を短期入所で対応。
- 1人になり、夜、出歩くようになる。金銭未払や生活が乱れる。
- 無賃乗車、無銭飲食を繰り返し、警察から連絡あり、迎え、本人と話し合い、謝罪や支払い等をする。
- 法人内で支援の検討→関係者や関係機関と担当者会議を開催し、役割分担と定期的な見守り、情報共有。担当者を複数配置し、非常時には担当者以外も対応する体制整備。

# その他、触法障がい者（在宅）のケース

- ①執行猶予中に再犯。知的障がいがある。刑務所には知的障がい者が更生するプログラムはないので、服役せずに更生を支援したいという理由で、保佐の申立支援。家族、弁護士、相談支援事業所、福祉施設、作業所等の福祉関係事業所との連携、病院、精神保健福祉士によるSSTの実施などに取り組む。裁判にも証人として出廷。現在、服役中。

## 事例 4 : 入院契約・医療同意・死後事務

- 本人は30代、知的障がい。非嫡出子。グループホームを利用。
- 身寄りがないことで、首長申立て、後見人選任。法人で受任。
- 受任まもなく、ガンが判明、余命半年と診断される。
- 施設、病院と入院・手術の話し合い、手術は本人が同意。本人も入れて延命治療をしない方針を話し合う。
- 入院契約、付き添い契約等を行う。面会、医師の説明同席等。
- 本人と余命期間の過ごし方、死後対応の準備等を行う。
- 施設と後見人で火葬・葬儀。後見人が実家へ遺骨を持参、親族と一緒に埋葬。相続財産管理人選任の申立て。

# 法人後見に取り組みから 《メリット》

- ①継続性がある。
- ②信頼される。
- ③内部で担当者を交代することができる。
- ④課題が多い場合、ケース会議等で検討がしやすい、集中して人材を配置できる。
- ⑤担当者会議の開催や福祉サービスの導入等、ソーシャルワークの活用が見えやすい。
- ⑥財産管理、身上監護等、一定のルールで対応できる。たとえば書類の整備や保管方法、報告書作成、面会時の注意点など、マニュアル化しやすい。

# 法人後見の取り組みから《デメリット》

- ①受任する法人は、財政面も含めて、より適切に組織運営をする必要がある。
- ②人材育成、人材の確保が必要。
- ③利益相反に配慮が必要。特に福祉サービスが少ない地域では、ケアマネや相談支援専門員、サービス提供事業所を兼ねない。
- ④不祥事の解任はもちろん、解任された時のリスク管理が難しい。  
法人が多数受任していると、振り分け先がないというリスクを抱えている。
- ⑤法人であるため適正が求められ、困難なケースは受任が難しい。

# 法人後見の取り組みから《デメリット》

「法人であるため、困難なケースは受任が難しい」について

- ・法人後見は、困難なケースの時有効であると言われてきたが、トラブルを抱えている利用者の場合、裁判所から突然連絡がくることがある。後見活動の見解の行き違いから、親族から説明を求められることがあり、労力的・精神的に法人のダメージが大きい。多くの利用者を守るためには、安定したケースを受任していくことが望ましい。
- ・トラブルを抱えるケースは専門職の複数後見がよい場合もある。

# 法人後見の取り組みから《デメリット》

「法人であるため、困難なケースは受任が難しい」について

- 死後事務も含めて、後見人がつくと「何でもしてくれる」という誤解が生じやすい。
- 権利擁護センターでも、事業所や病院等から「入院（所）時、身元保証人がいない」、「死後の対応が困難」なので、後見人をつけたいという相談が多い。
- 成年後見制度は、生きている間を支える制度であるという啓発が必要。

# 弘前圏域権利擁護支援センターとは

- ・ 2020年4月 弘前市を中心にした3市3町2村の  
8市町村で設立

(2014年6月 弘前市成年後見支援センター)

- ・ 人口：約29万人（うち、弘前市が約17万人）
- ・ 高齢化率：全国 28.1%  
青森県 32.76%  
弘前市 31.92%  
藤崎町 31.97%  
黒石市 32.87%  
平川市 33.74%  
田舎館村 34.73%  
板柳町 35.69%  
西目屋村 39.43%  
大鰐町 42.6%



# 中核機関としての役割～1年間の取組～

- 市民後見人養成研修 定員30名、修了者29名（登録者）
- 成年後見制度普及啓発講座  
5市町村で開催、地域包括支援センター・相談支援事業所・病院MS  
等向け講座、弘前市役所各課（横断的な研修）向け講座等
- 相談業務 相談・受付 センターに相談員（社会福祉士）常駐
- 申立て支援
- 受任調整会議の開催 月1回 市長申立てのケース  
参加団体：弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・行政書士会、  
法人後見を受任している社協2か所、あおい森ねっと、市町村担当者

# 中核機関としての役割～1年間の取組～

- ケース会議の開催  
専門職を入れて困難ケース（虐待等）の検討
  - 後見人支援 市民後見人（現在12件受任、通算22件）  
活動支援  
定例会月1回開催、個別対応、死後事務同行等
  - 法人後見受任社協、専門職等の相談や同行等の支援
  - その他 圏域内のネットワーク構築等
- ※中核機関としての役割・機能は整備され、今後は受任者の養成、質の高い後見人活動への支援が課題になっている。

# あおい森ねっとの活動を振り返って

- 中核機関設置により、家裁・8市町村・福祉事業所・専門職等のネットワークが一元化され、地域住民の福祉が向上した。
- センター設置により、今後早急に受任者不足が予測される。
- 地域において、社会福祉協議会等を念頭に法人後見を担う法人の養成が必要だと思われる。
- 法人後見をサポートする組織やリスク管理のありかたについて、  
適正な運営管理に努めるとしても、予期せず解任に至った場合の対応についても検討した方がよい。 以上。

ご清聴いただき、ありがとうございました。